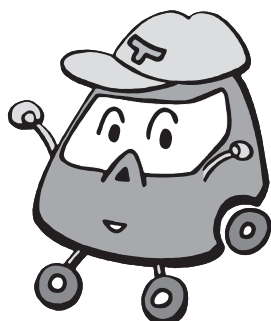


兵ト協ニュース

2011.9 No.302
.....



ハッサム邸(神戸市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ

（国土交通）事業用自動車運転者等の覚せい剤等使用防止の徹底について…… 1

自動車点検整備推進運動の実施について…………… 2

近畿運輸局貨物課からのお知らせ

～自動車使用管理計画実績報告書等の提出はお済みですか？～ 5

（厚生労働）平成23年度（第62回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について 6

（全ト協）放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の
設定に係る貴協会傘下会員事業者への周知徹底方お願いについて 11

平成23年秋の全国交通安全運動

社団法人全日本トラック協会実施計画…………… 13

○ 事務局からのお知らせ

平成23年度 整備管理者選任後研修会のご案内 …… 17

○ 陸災防のページ

秋の交通労働災害防止運動の実施について…………… 18

はい作業主任者技能講習会のご案内…………… 22

フォークリフト運転技能講習会のご案内…………… 25

○ 会員だより…………… 30

○ 協会日誌…………… 32



行政からのお知らせ



国土交通

近運自一第346号の3

近運自監第425号の3

近運技保第90号の3

平成23年8月3日

近畿トラック協会会長殿

近畿運輸局自動車交通部長

近畿運輸局自動車監査指導部長

近畿運輸局自動車技術安全部長

事業用自動車運転者等の覚せい剤等使用防止の徹底について

標記については、機会ある毎に注意喚起を行ってきたところではありますが、本年8月1日に当局管内において覚せい剤使用によって事業用自動車の運転者が逮捕される事件が発生しました。

本件については、現在取調べ中であり、報道等によると当該運転者は7月31日の乗務前に覚せい剤を使用し乗務を行ったとのことでした。

このような事案が発生したことは、輸送の安全の確保を徹底することが使命である自動車運送事業の社会的信頼を著しく失墜させる行為であり誠に遺憾であります。

貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保を徹底するために、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条（従業員に対する指導及び監督）に基づく、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」により、運転者に対し指導・監督を実施することとされています。

つきましては、貴会傘下会員に対し、下記事項について再度徹底を図るよう、周知徹底方お願い致します。

なお、関係事業者に対し再発防止の措置を講ずるよう命じたことを申し添えます。

記

1. 定期的に指導・監督を確実に実施し、運転者に対して覚せい剤等の使用禁止について周知徹底すること
2. 日常から運転者の心身の状態を的確に把握することはもとより、点呼時においても、運転者の顔色、言動等に十分注意する等により、安全な運行が出来ない運転者には乗務させないこと

近畿トラック協会会長殿

近畿運輸局長

自動車点検整備推進運動の実施について

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。一方で、交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止を含む自動車の不具合による事故件数を減少させることが求められているとともに、排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっております。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、点検・整備の実施が義務付けられていますが、点検・整備の実施状況は十分とはいえない状況です。このため、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領に基づき、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を一層強力に推進することとしております。

つきましては、本年度も標記の自動車点検整備推進運動を実施することとしましたので、貴検査部（事務所、会）におかれましてもご支援、ご協力頂きますようお願いいたします。

なお、実施細則については、別途通知致します。

別添

平成23年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

平成23年 7 月

国土交通省自動車局

第1 目 的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、十分に定着した移動手段となっている。一方、我が国の交通事故の発生件数は、依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故や車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備（日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。以下同じ。）の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、

その実施状況は十分ではない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車輪脱落事故や車両火災事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」や「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携を図りつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、ホイールの取付状態や燃料装置等について、より確実な点検整備の実施を求めることとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係30団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下「協議会」という。）及び自動車関係14団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会」（以下「連絡会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、平成23年9月1日（木）から10月31日（月）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点を置いて実施することとする。

第4 重点実施事項

本運動は、「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」との連携を図りつつ、広報用ポスター、チラシ等を用いたPR等を行うこととし、特に「自動車点検整備推進運動強化月間」には、下記1.の重点事項を目的とした2.の事項を実施する。

1. 重点項目

- (1) 点検・整備の必要性の啓発（女性、長期使用車両のユーザーに重点を置く。）
- (2) 大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) エコ整備（点検・整備によるCO₂削減効果をいう。以下同じ。）の積極的な啓発

2. 実施事項

- (1) 自動車の点検・整備を推進するためのイベント等の実施【主な目的：1. (1)(3)】
 - ① 「自動車点検整備推進運動強化月間」の開始を告知するためのイベントを皮切りに、全国各地において「自動車点検整備推進運動強化月間」関連のイベントを開催する。
 - ② イベントの開催にあたり、ラジオ・雑誌等による広報を行う。
 - ③ 各イベントにおいては、次回自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、参加者を対象とした全国統一様式のアンケート調査を実施する。
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施【主な目的：1. (1)(2)(3)】
 - ① 協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラ

シ等を用いた広報活動を実施する。

- ② 国土交通省、協議会及び連絡会の各団体が保有する車両の点検整備の実施を図るとともに、その所属職員等に対し、庁舎・営業所等における館内放送、イントラネット等によって、点検・整備の励行を呼びかける。

(3) 重点点検の実施【主な目的：１．(2)】

運送事業用の大型車について、国土交通省が選定するホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検を実施する。

(4) 講習や無料点検等の実施【主な目的：１．(1)(3)】

点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する講習会やマイカー相談等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

(5) 出前講座の実施【主な目的：１．(3)】

協議会などの自動車関係団体の協力を得つつ自動車教習所や自動車専門学校等に赴き、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する出前講座を行うよう努める。

(6) 不正改造車ユーザーへの警告【主な目的：１．(1)(2)】

「不正改造車を排除する運動」の一環として設置した「不正改造 110 番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、警告ハガキを送付する。

(7) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発【主な目的：１．(2)】

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の一環として設置した「黒煙 110 番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の重要性を啓発する。

(8) 公用車の点検整備【主な目的：１．(1)】

国土交通省、他省庁、地方自治体が保有する公用車の適切な点検・整備の励行を呼びかける。

(9) 事業用自動車の定期点検整備の推進【主な目的：１．(1)】

前検査を行った事業者又は行おうとする事業者について、定期点検の実施状況の確認を強化し、必要に応じて指導を行う。

(10) バッテリーの点検整備の推進【主な目的：１．(1)】

バッテリーの爆発事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてバッテリーの爆発事故等の情報を展開し、適切な点検・整備励行を呼びかける。

近畿運輸局貨物課からのお知らせ

～自動車使用管理計画実績報告書等の提出はお済みですか？～

平素は運輸行政にご理解いただきましてありがとうございます。

さて、『自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量等の削減等に関する特別措置法』（通称 自動車NO_x・PM法）に基づき、同一府県内における対策地域内に使用の本拠の位置を有する事業用自動車等を30台以上使用する自動車運送事業者（特定事業者）は、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）を抑制するため、4年間の計画（自動車使用管理計画書）を作成・提出し、その後、毎年度の実績（自動車使用管理計画実績報告書）を近畿運輸局長あてに提出しなければなりませんが、未だ多くの特定事業者の方から提出いただいております。

つきましては、該当事業者の方は至急提出して下さいますようお願いいたします。報告書様式及び作成要領は、近畿運輸局ホームページのお知らせ欄（タイトル：「自動車NO_x・PM法に基づく自動車使用管理計画等の提出について」）に掲載していますので、こちらからダウンロードしてください。ダウンロード出来ない場合は、お手数ですが近畿運輸局貨物課へご連絡下さい。

1. 制度の概要

① 目 的

大気汚染の著しい地域である対策地域において、その防止に関して国、地方公共団体、事業者等の果たすべき責務を明らかにするとともに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減するための所要の措置を講ずることなどにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保を図っていくことを目的としています。

② 対策地域

大阪府内37市町（能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤坂村、岬町を除く大阪府下全市町）
兵庫県内13市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡 播磨町及び揖保郡太子町）

③ 対象自動車

乗用自動車、貨物自動車、バス、特種自動車
（軽自動車、特殊自動車（0、9ナンバー）及び二輪自動車を除く。）

2. 法律で定められた提出期限

- ① 自動車使用管理計画報告書・・・特定事業者に該当することとなった日から 3ヶ月以内
- ② 自動車使用管理計画実績報告書・・・翌年度の6月末

■お問い合わせ■

近畿運輸局自動車交通部貨物課

電話 06-6949-6447

時間 9:00～17:45

平成23年度（第62回）全国労働衛生週間に関する 協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。

本年度におきましても、平成23年度全国労働衛生週間実施要綱（別添）に基づき、10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として、

「見逃すな心と体のSOSみんなでつくる健康職場」

のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別添）

平成23年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣 旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第62回を迎える。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病による被災者は長期的には減少をしてきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は8,111人と熱中症等の異常温度条件による疾病の多発により前年と比べ増加した。一方、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成22年は52.5%に上っている。

さらに、我が国における自殺者数が近年3万人を超えており、そのうち約2,600人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずおり、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっている。このため、労働者自身のほか、管理監督者、産業保健スタッフ等が労働者の心の不調に早期に気づき適切な対処を行うとともに、職場環境の改善につなげることにより、労働者の心の健康が確保された

職場を実現することが重要である。

また、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることが必要である。

加えて、第11次労働災害防止計画においては、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標としており、目標達成のためには、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に関係者が着実に取り組み、労働者の健康の確保を図ることが必要である。

このような観点から、本年度は、

「見逃すな心と体のＳＯＳみんなで作る健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「見逃すな心と体のＳＯＳみんなで作る健康職場」

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生

管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、夏期の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

(1) 本週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会、見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 企業及び事業者のトップによるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - (ウ) 4つのケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - (エ) 職場環境等の評価と改善、メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組みの実施
 - (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組みの実施
- イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての地域産業保健センターの活用
- ウ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
 - (ア) 事業者による労働衛生管理体制に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - (イ) 産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
 - (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - (オ) 現場管理者の職務権限の確立

- (カ) 労働衛生管理に関する規定の点検、整備・充実
- エ 作業環境管理の推進
 - (ア) 有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境の改善
 - (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
 - (ウ) 粉じん作業場所等健康障害のおそれのある場所の清掃及び清潔の保持の徹底
 - (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善
- オ 作業管理の推進
 - (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- カ 健康管理の推進
 - (ア) 健康診断の実施と有所見者に対する医師からの意見聴取及び健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針による就業上の措置の徹底
 - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携
 - (エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
- キ 労働衛生教育の推進
 - (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- ク 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
 - (イ) 労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援等の活用
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底

第7次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組みの推進

 - (ア) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (イ) アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策
 - (ウ) 離職後の健康管理
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
 - (ア) 作業標準の策定
 - (イ) 作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明確に分かる適切な照度の確保
 - (ウ) 介護作業等については、適切な介護設備、機器の導入の検討
- サ 熱中症予防対策の徹底
 - (ア) W B G T 値（湿球黒球温度）の活用、熱への順化期間の設定、自覚症状の有無に関わ

らない水分・塩分の摂取等の取組みの推進

(イ) 夏期の電力需給対策を踏まえた節電の範囲内での熱中症予防対策の推進

シ 電離放射線障害防止対策の徹底

ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

タ 化学物質の管理の推進

(ア) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進

(イ) 化学物質のばく露防止、作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進

(ウ) 化学物質等安全データシート(MSDS)による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用

(エ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止

(オ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止

(カ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施

(キ) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底

(ク) 職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインに基づく措置の実施

(ケ) 化学物質による眼・皮膚障害防止のための保護具の着用等の徹底

(コ) 化学設備等の改造、修理等の作業における中毒等の防止のための工事発注者と請負業者との連携等の実施

チ 石綿障害予防対策の徹底

(ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

(イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

(ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

(エ) 例外的に禁止が猶予された石綿製品の非石綿製品への代替化の推進

(オ) 離職後の健康管理の推進

ツ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実

テ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ト 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進

ナ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組み

ニ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、感染症防止対策等の徹底

事 務 連 絡

平成23年8月18日

都道府県トラック協会

専 務 理 事 殿

社団法人 全日本トラック協会

専務理事 細野 高弘

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定に係る 貴協会傘下会員事業者への周知徹底方お願いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官より各都道府県知事及び関係各団体に対して、放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定に係る文書が発信され、当協会に対しても、集荷業者の関係団体として傘下会員事業者に対して啓発するよう通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても当該趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対して周知徹底を図って頂きたいと、ご協力方をよろしくお願い申し上げます。

なお、別添資料「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について〔抜粋〕」に関係団体の指導事項と対象貨物の暫定許容値をまとめておりますので、本内容にて周知願います。

敬具

別 添

放射セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の 暫定許容値の設定について〔抜粋〕

(1)～(7)省略

(8) 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者の関係団体会員である集荷業者に対して、次の点を指導すること。

○肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること

(9) 飼料又はその原料の集荷業者の関係団体

会員である集荷業者に対して、次の点を指導すること。

○飼料の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況等の情報を適切に提供すること

記

1. 暫定許容値の設定

(1) 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値

肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値は、

400 ベクレル／kg（製品重量）

肥料等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まる水準。この水準であれば、農地への施用作業時の外部被爆が廃棄物再利用のクリアランスレベル（10 μ Sv／年。平成23年6月3日原子力安全委員会決定）を下回る。

ただし、

- ① 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
 - ② 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
 - ③ 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
- においては、この限りでない。

(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

① 牛、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値

300 ベクレル／kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他の飼料は製品重量）

飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、乳200 ベクレル／kg、肉500 ベクレル／kg）及び飼料の給与量から算出。

ただし、乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）又は肥育牛以外の牛のうち、当分の間、と畜出荷することを予定していない牛に給与される粗飼料であって、その生産者自ら生産したもの、又は、単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産したものについては、例外的に3000 ベクレル／kg（水分含有量8割ベース）まで使用を認める。この飼料を摂取した育成牛は、肥育牛として12ヶ月以上肥育した後にと畜出荷すること。

② 養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値

100 ベクレル／kg（製品重量）

飼料から水産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、魚500 ベクレル／kg）及び飼料の給与量から算出。

※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。

（以降省略、以上）

平成23年秋の全国交通安全運動 社団法人全日本トラック協会実施計画

平成23年 8 月
社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会は、交通対策本部決定の平成 23 年秋の全国交通安全運動推進要綱並びに同国土交通省策定の実実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、平成 23 年秋の全国交通安全運動を 9 月 21 日（水）～同月 30 日（金）までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、都道府県トラック協会を通じ、本交通安全運動を推進する。

なお、実施にあたっては、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「飲酒運転の根絶」を重点とする。

都道府県トラック協会においては、本実施計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、関係機関と密接に連携、協調して効果的な推進を図るものとする。この際、適正化指導員等のパトロールにより、関係車両の運行状態の把握及び会員事業者の訪問指導に努めるものとする。

なお、本年は、本運動期間中の 9 月 30 日（金）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動に併せて、会員事業者のみならず、広く一般に対しても周知を行うものとする。

－ 記 －

1. 安全運行の徹底

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者」という。）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

- (1) 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- (2) 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故を防止するために、前照灯の早期点灯や危険が予測される場面での減速運転を励行させる。
- (3) 酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、飲酒運転防止対策マニュアル等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、全運転者に対しアルコール検知器の適正な使用等厳正な点呼実施を徹底する。

また、運転者の呼気からアルコールが検知された場合には、乗務させないことを徹底する。

- (4) シートベルトを正しい方法により着用することを徹底させる。
- (5) 交通事故を事故類型別にみると追突事故が最も多いことから、追突事故防止対策について徹底させる。

- ① 最高速度の厳守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度で走行させる。

特に深夜と早朝には十分注意させる。

- ② 走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させる。大型貨物自動車はアイポイントが高いため、特に高速道路においては前走車への無理な追従運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないように注意喚起する。
- (6) 交差点通過時の安全確認を徹底させる。
- (7) CO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を徹底させる。
 - ① 不必要なアイドリングをさせない。
 - ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
 - ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状（加減速）運転をしない。
 - ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジnbrakeを適切に使う。
- (8) 危険物輸送の安全確保のため、荷主との緊密な連携を図る。特に関係法規を事前に学習させる。また、点呼時にはイエローカードの携行及び積荷の特徴、取扱方法、通行ルートの確認を徹底するとともに輸送時の慎重な運転を励行させる。
- (9) 悪質・危険な運転行為、事故及び交通違反を繰り返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底させる。
- (10) 踏切通過時には、鉄道との衝突事故を防止するため、一時停止を励行し、安全確認を行い無理に進入しないよう徹底させる。また、架線切断事故を防止するため、クレーン等装着車の通行に当たっては、格納していることを再確認させる。
- (11) 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保について徹底させる。
 - ① 最高速度・制限速度を遵守するとともに、交差点右左折時やカーブ、登坂路等道路状況に適応した安全な速度に減速することを徹底させる。
 - ② 積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。
 - ③ 鉄道高架橋下トンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さを確認のうえ運行経路を指示するよう徹底させる。
 - ④ 高速自動車国道及び有料道路等自動車専用道における第一通行帯の走行を徹底させる。
 - ⑤ コンテナ輸送を行う場合は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実に行うこと。
 - ⑥ 特殊車両通行許可の取得及び通行条件等関係法令遵守を徹底させる。
 - ⑦ 基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された通行条件を厳守するよう徹底する。
- (12) 運転者の運転免許証の確認を徹底させる。
- (13) 「迷惑駐車をしない、させない」の徹底
- (14) 事業用自動車の重大事故発生状況、各種安全対策について国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等から情報を入手し、同種事故の未然防止に努める。

（参考「事業用自動車安全通信」登録用 URL <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>）

2. 過労運転の防止

事業者は、次の事項に留意し、運転者の過労運転を防止する。

- (1) 運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の交替運転者の配置など、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、長時間労働を背景とした交通労働災害を防止するため、労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底を図る。
- (2) 過労運転及び居眠り運転の防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止、疾病、疲労等の状態にある運転者の乗務を未然に防ぐため、健康管理のチェック等を厳正かつきめ細やかに実施する。また、運転者に対し、職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。
- (3) 健康診断記録等を活用し、運転者の健康管理の情報を運行管理に反映させ、過労運転の防止に努める。

3. 過積載運行の防止

事業者は、適切な運送（積載）計画の作成により過積載を防止する。また、過積載を助長することとなる車両の改造は絶対に行わない。

運転者には、積載物・積載重量・積載方法等を事前に確認させ、不適正な積付・固縛を防止するとともに過積載となる車両は運転させない。

4. 車両の安全確保

事業者は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。特に大型車に関しては、車輪脱落事故の防止のため、ディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。
- (2) 高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等の不正改造をした事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認する等して不正改造等の排除について徹底を図る。
- (3) 運転者の視界を妨げ、車両運行上安全確保の支障となる前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取り付けを禁止させるように徹底させる。
- (4) 突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。
- (5) 無車検車両、無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止。

広 報 事 項

- ①歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故防止
- ②飲酒運転の根絶
- ③過労運転、過積載運送、最高速度違反行為等の悪質違反、危険運転行為の禁止の徹底及び運転マナーの向上
- ④シートベルトの正しい着用の徹底
- ⑤CO₂の排出削減を図るためアイドリングストップ及びエコドライブの徹底
- ⑥事故防止・安全運転対策等に関連する法令改正等の周知
- ⑦自動車の点検整備の励行促進
- ⑧「不正改造」、「無車検」、「無保険」及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑨「迷惑駐車をしなさい、させない」の励行
- ⑩9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

以上



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

事務局からのお知らせ

<平成23年度 整備管理者選任後研修会のご案内>

下記のとおり、平成23年度整備管理者選任後研修会が開催されますので、各事業所の整備管理者は、必ず受講して下さい。

1. 申込方法

同封の申込書をご記入の上、平成23年10月3日(月)までに、トラック協会適正化事業部まで、お申込み下さい。(FAX可)折返し資料引換券(ハガキ)を送付いたします。

2. 受講料

トラック協会で負担いたします。

3. 日時・場所

平成23年

第1回	10月5日(水) 受付13:00より 朝来市和田山町玉置877番地の1	13:30～16:00	和田山町文化会館 ☎079-672-1000
第2回	10月27日(木) 受付13:00より 神戸市中央区海岸通1番地	13:30～16:00	兵庫県農業会館 ☎078-333-5951
第3回	11月2日(水) 受付13:00より 姫路市中地354	13:30～16:00	姫路市勤労市民会館 ☎079-298-3331
第4回	11月24日(木) 受付13:00より 神戸市中央区海岸通1番地	13:30～16:00	兵庫県農業会館 ☎078-333-5951

平成24年

第5回	1月11日(水) 受付13:00より 神戸市中央区海岸通1番地	13:30～16:00	兵庫県農業会館 ☎078-333-5951
第6回	1月23日(月) 受付13:00より 姫路市中地354	13:30～16:00	姫路市勤労市民会館 ☎079-298-3331
第7回	2月15日(水) 受付13:00より 神戸市中央区海岸通1番地	13:30～16:00	兵庫県農業会館 ☎078-333-5951
第8回	2月27日(月) 受付13:00より 姫路市中地354	13:30～16:00	姫路市勤労市民会館 ☎079-298-3331

以上8回のうち、いずれかの会場で受講して下さい。

受講当日、必ず資料引換券をご持参下さい。

4. その他

- (1) 各会場とも定員に達した場合は、ほかの日時に変更していただくことがあります。
- (2) 駐車場狭隘のため、他の交通機関をご利用下さい。

お問い合わせ (社) 兵庫県トラック協会 適正化事業部

兵庫労働局からのお知らせ

秋の交通労働災害防止運動の実施について

時下ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

平素は労働基準行政の推進に当たりまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫労働局では、交通労働災害防止対策を効果的に推進するため、今年度におきましても別添のとおり「秋の交通労働災害防止運動実施要綱」を策定し、同要綱に基づき運動を実施することとしています。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、同要綱に基づいた積極的な活動を展開されますようご依頼申し上げます。

別添

秋の交通労働災害防止運動実施要綱

主唱

兵庫労働局

県下各労働基準監督署

協賛

兵庫労働局交通労働災害防止関係機関

国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県・

兵庫県警察・社団法人兵庫労働基準連合会・

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部・

社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部・

神戸新聞社

1 趣旨

兵庫県における平成22年の労働災害による死亡者数は60人で、前年の45人に比べ15人、33%増加した。死亡者総数のうち、交通労働災害による死亡者数は14人で前年より10人、2.5倍増加し、全体に占める比率も23%と、大幅な増加となった。業種別では、道路貨物運送業が5人、その他の建設業が2人、食料品製造業、電気機械器具製造業、道路旅客運送業、新聞販売業、その他の小売業、その他の商業、ビルメンテナンス業で各1人となっている。

一方、県内の平成22年の労働災害による死傷者数は4,680人であったが、そのうち交通労働災害によるものは331人で、前年の306人に比べ25人、8%増加した。

業種別では、新聞販売業が65人、通信業が41人、道路貨物運送業が31人、道路旅客運送業が30人などとなっている。

以上のように、平成22年の交通労働災害は、死亡者数、死傷者数ともに前年に比べ増加となったが、平成23年は6月末時点で、死傷者数は117人で前年同期に比べ3人、0.3%と僅かに減少しているが、死亡者数が5人で前年同期に比べ2人、67%と大幅な増加となっている。特に死亡者数では、道路貨物運送業の1人（前年同期2人）のほか、前年発生していなかった土木工事業、化学工業、家具等卸売業、警備業で各1人となっており、幅広い業種で発生している。今後は他の業種でも発生が懸念されることから、現状の増加傾向に歯止めをかけ、減少させることが重要な課題となっている。

このため、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を「秋の交通労働災害防止運動」（以下「防止運動」という。）月間と定め、事業者はもとより行政、労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することとする。

なお、死傷災害の中では、新聞販売業と道路貨物運送業の占める比率が高いことから、新聞販売業、道路貨物運送業を重点業種とする。

2 実施時期

平成23年9月1日から平成23年9月30日まで

3 対象業種

新聞販売業と道路貨物運送業を重点業種として、その他全業種を対象業種とする。

4 目標

交通労働災害の防止

（特に交通死亡労働災害ゼロ、交通労働災害の大幅減少を目指す。）

5 実施事項

(1) 兵庫労働局

ア 行政・災害防止団体・業界団体等への防止運動推進の文書要請

イ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

ア 団体、事業場指導時に防止運動を要請

イ 自動車（道路貨物運送業）監督時に防止運動を周知

(3) 協賛者

ア 事業場が行う防止運動活動に対する支援

イ 機関誌等による広報活動

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

① 交通労働災害防止に関係する管理者（安全管理者、運行管理者等）を選任するとともに管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。

② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。

③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。

④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。

- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等）を行う。

(イ) 防止運動として、交通労働災害防止の研修実施

イ 新聞販売業

- (ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の①、④、⑤、⑥、⑦の事項
- (イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。
- (ウ) 高齢者について、十分に配慮する。（死亡災害被害者の多くが高齢者によるもの）
- (エ) 次の事項を推進する。
 - ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
 - ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
 - ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
 - ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
 - ⑤ 配達時において「安全作業のポイント7」を励行させる。

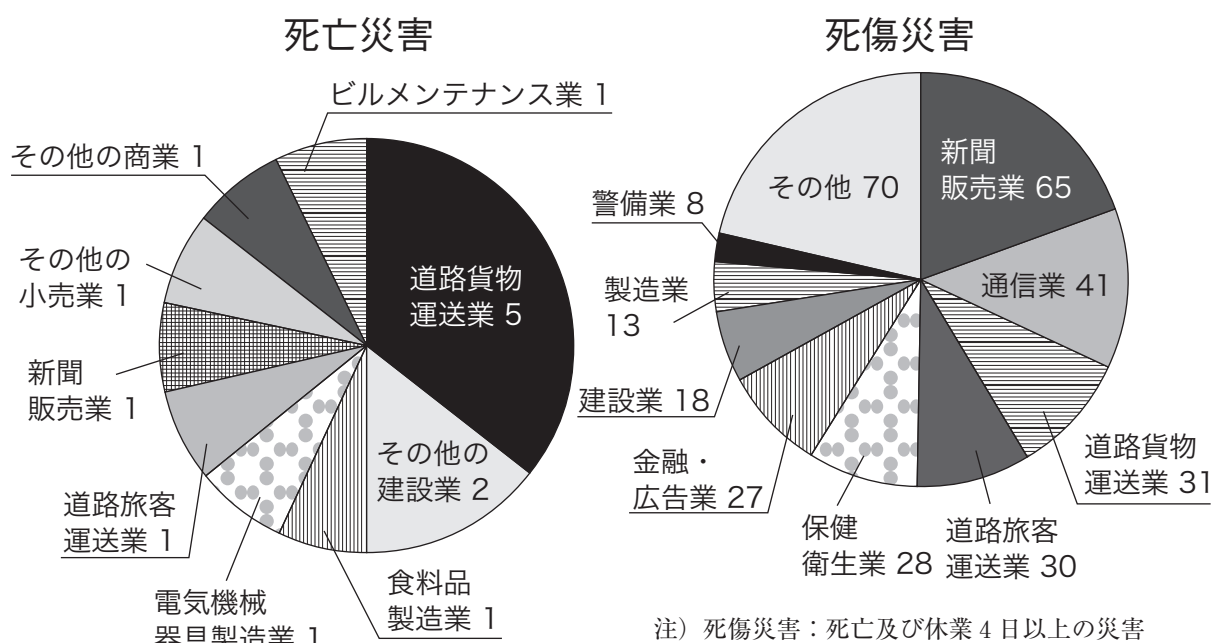
ウ 道路貨物運送業

- (ア) 上記アの「全業種共通事項」
- (イ) 次の事項を推進する。
 - ① リスクアセスメント（危険有害性の調査）を進める。
 - ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

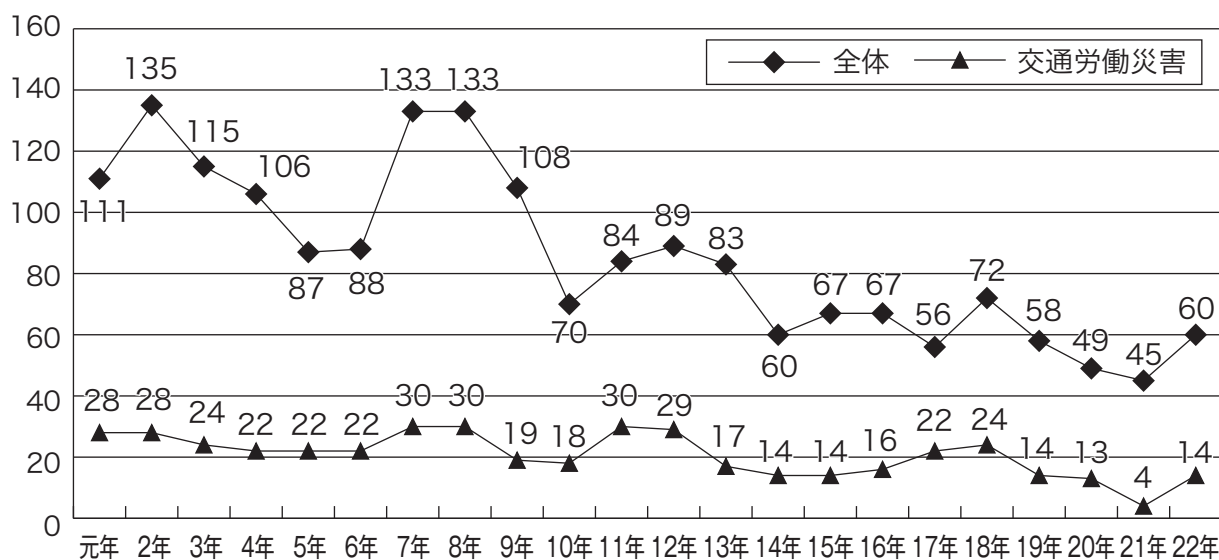


(参考)

兵庫県内の平成 22 年交通労働災害発生状況（単位：人）



兵庫県内死亡災害発生状況（平成元年～平成 22 年）（単位：人）



労働安全衛生法に係る技能講習のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

◎ はい作業主任者技能講習会〈兵庫労働局登録教習機関〔兵労基安登録第14号〕〉

※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成23年10月19日（水） 9時～17時（座学講習）
	2日目	平成23年10月20日（木） 9時～18時（座学講習、修了試験）
講習会場	（社）兵庫県トラック協会 研修センター 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック会館 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 （内消費税5% 309円）	無 料 （陸災防兵庫支部負担）	6,500円 （内消費税5% 309円）
非 会 員	6,500円 （内消費税5% 309円）	1,500円 （内消費税5% 71円）	8,000円 （内消費税5% 380円）

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

4. 申込要領

（1） 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

(2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

(3) 予約受付及び申込書受付期間

平成23年9月5日(月)～平成23年10月11日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員（100名）に達ししだい締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

5. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

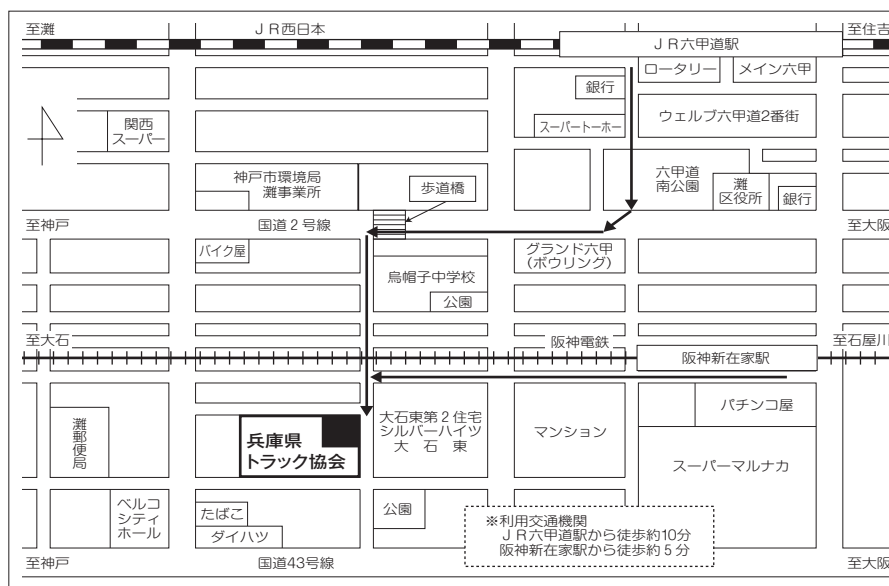
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

はい作業主任者技能講習会場 (社) 兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別	修了証 番 号	※		
氏 名		男 ・ 女				
生 年 月 日	年 月 日生	交付年月日	※			
現 住 所 (修了証に載ります)	〒			本 籍	都 道 府 県	
	電話 (携帯電話)					
勤務先	所在地	〒				
		電話 F A X				
	名 称					

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊞

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年 月から 年 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名 _____

事 業 者 _____ ㊞

書替・再交付年月日 ※ 年 月 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

◎ フォークリフト運転技能講習会(31時間講習)〈兵庫労働局登録教習機関[兵労基安登録第12号]〉

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方であれば就業できません。

1. 講習日時・会場

学 科	講 習 日	平成23年11月2日(水) 8時30分～ 8時15分受付
	会 場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。 (公共交通機関を利用して下さい)
実 技	講 習 日	平成23年11月6日(日) 8時～ 7時45分受付 11月12日(土) 8時～ 11月13日(日) 8時～
	会 場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島8-11-3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受 講 料	テキスト代	合 計	受 講 資 格
兵ト協 会 員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

3. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間

平成23年9月12日(月)～平成23年10月25日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

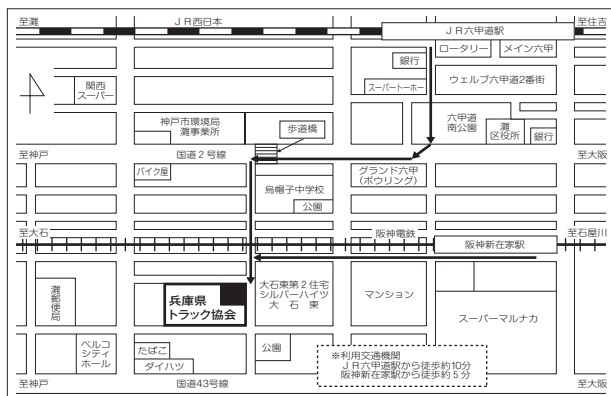
学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学 科 会 場

(社)兵庫県トラック協会

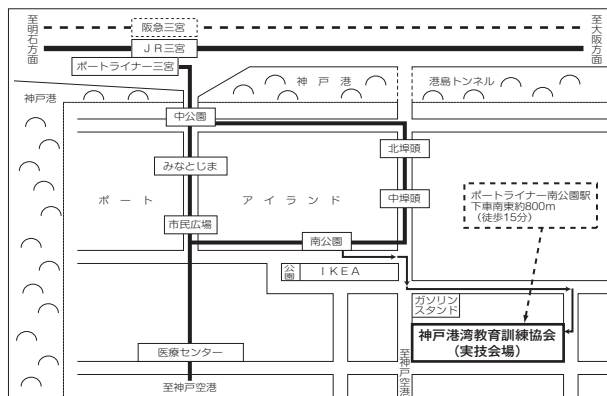
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



実 技 会 場

神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな			性別	修了証 番 号	※		
氏 名			男 ・ 女				
生 年 月 日		年 月 日生	交付年月日		※		
現 住 所 (修了証に載ります)		〒			本 籍	都 道 府 県	
		電 話 (携帯電話)					
勤務先	所在地	〒					
	名 称	電 話 F A X					
所持する自動車 運 転 免 許 証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし)			免許証番号			
	2. 大 型			取得年月日			
	3. 中 型			年 月 日			
4. 普 通			発行者				
5. 大型特殊(カタピラ限定付)			公安委員会				
(注)所持する免許に○を付けて下さい							
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して 下さい。			平成 年 月 日				
			受講者氏名 ㊞				
書替・再交付年月日		※ 年 月 日					

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。
ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

労働安全衛生法に係る技能講習実施計画表（平成23年度）

- ◆ フォークリフト運転技能講習（定員 50 人／回）
 31 時間講習（4 日間）、11 時間講習（2 日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 3 回	11 月	2 日（水）	8:30 ～ 17:40	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）	学科	兵ト協 研修会館
		6 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター
		12 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		13 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）		
第 4 回	H24 3 月	2 日（金）	8:30 ～ 17:40	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）	学科	神戸市内 （予定）
		3 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター
		10 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		11 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）		

- ◆ はい作業主任者技能講習（定員 100 人／回 2 日間）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 3 回	10 月	19 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5）	学科	兵ト協 研修会館
		20 日（木）	9:00 ～ 18:00	機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）		
第 4 回	12 月	14 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5）	学科	兵ト協 研修会館
		15 日（木）	9:00 ～ 18:00	機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）		
第 5 回	H24 2 月	22 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5）	学科	神戸市内 （予定）
		23 日（木）	9:00 ～ 18:00	機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）		

※ 諸般の事情により、日程、開催地、定員等を変更する場合があります。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成 23 年 7 月末現在）

（単位：円／ℓ）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	102.35	108.90	115.14	107.50
出 光	103.08	109.05	110.80	
J エナジー				107.50
コ ス モ	103.23	105.95	111.55	111.00
昭 和 シェル	103.40	102.75		107.50
モ ー ビ ル	101.40		113.50	
エ ッ ソ	105.50	102.00		123.50
ゼ ネ ラ ル	102.00			
そ の 他	104.17	105.57	110.20	111.50
総 計	103.34	106.40	112.35	112.46
23 ／ 6	全国平均	調査なし	110.88	111.73
	近畿平均		110.88	113.31

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成22年 8 月	90.93	93.14	100.48	101.71
平成22年 9 月	89.63	93.45	100.15	99.54
平成22年10月	87.09	90.40	98.47	97.29
平成22年11月	88.11	91.18	98.93	96.77
平成22年12月	89.96	90.61	98.86	98.37
平成23年 1 月	93.61	93.25	101.48	100.38
平成23年 2 月	95.56	95.93	103.77	102.45
平成23年 3 月	98.33	97.30	105.77	103.59
平成23年 4 月	106.82	104.08	112.96	113.78
平成23年 5 月	109.07	111.02	116.99	116.76
平成23年 6 月	105.65	109.19	116.20	114.31
平成23年 7 月	104.21	106.59	111.74	113.99
平成23年 8 月	103.34	106.40	112.35	112.46
年 間 平 均	97.10	98.66	106.01	105.49

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
23.7.25	東部	一般	トランコム(株)	清 水 正 久	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-14-32 TEL 052-202-1043 FAX 052-202-1045
7.28	東部	一般	宇垣土木	宇 垣 敏 夫	〒661-0033 尼崎市南武庫之荘10丁目50番5号 TEL 06-6437-3412 FAX 06-6437-1613
8.19	東部	一般 利用	豊聖産業(株)	高 山 豊 三	〒666-0023 川西市東久代2丁目1番8号 TEL 072-757-5009 FAX 072-758-3166

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
23.7.27	西神戸	霊柩	(株)アアイイ公詞社	廣 瀬 由 秋
7.29	西播	一般	(株)サ ン ワ 運 輸	池 田 清 美
7.29	東部	一般	(株) 中 尾 組	中 尾 司
8.1	神戸中央	利用	東 運 サ ー ビ ス (株)	織 田 壽 男
8.1	西播	一般 利用	家 納 運 送 (有)	谷 口 隆 司
8.3	西宮	一般	(有) 神 甲	岡 本 宜 浩
8.8	東部	一般 利用	(株)モリタカコーポレーション	森 中 隆 法

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
23.7.22	83	代表者	平 戸 梱 包 運 送 (株) 平 戸 彌 太 郎	平 戸 伸 和
7.22	176	代表者	(有)新 坂 運 輸 新 坂 義 実	新 坂 浩 二
7.27	183	代表者	播磨西エナジック(株) 井 上 好 平	椎 名 忠 聡

7.28	東部支部	代表者	菱 星 物 流(株) 平 郡 敏 明	松 本 龍 輔
7.29	36	代表者	(株)三 好 商 店 山 本 忠 行	矢 野 善 嗣
8.5	170	代表者	衣 笠 運 輸 興業(有) 衣 笠 篤	衣 笠 和 寿
8.5	65	代表者	白栄物流システム(株) 深 町 良 雄	堀 高 公
8.5	96	住所	テ ィ エ ス 運 輸(株) 神戸市中央区北長狭通4丁目4-18	〒650-0033 神戸市中央区江戸町98-1 東町・江戸町ビル6F8号
8.10	177	住所	大 栄 商 運(株) 姫路市四郷町本郷306-1	〒671-0243 姫路市四郷町本郷267-1
8.11	126	名称	藤 田 企 業(有)	藤 田 企 業(株)
8.12	177	名称	(有)相 互 ロ ジ テ ッ ク	(株)デ ク オ
8.17	49	代表者	明 和 運 輸(有) 山 村 明 弘	柴 中 正 延
8.18	15	代表者	(株)ハ ー モ セ レ 船 山 隆 志	吉 川 貴 雄





つづけていこうよ、明日のために…

エコドライブ推進中!

(社)兵庫県トラック協会

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
8・1	平成23年度第1回運行管理者試験事前研修会	兵庫 庫 県 農 業 会 館	8・30	全国トラック事業者大会第8回準備委員会	大 阪 府 トラック協会
2	スタンプラリー実行委員会	兵 卜 協	ー 9 月の予定ー		
3	本部・支部事務局連絡会議	兵 卜 協	9・1	近畿ブロック適正化事業指導員研修会	大 阪 市 「ホテル阪神」
	支部指導員・本部適正化指導員合同会議	兵 卜 協	2	フォークリフト運転技能講習	兵 卜 協
	陸運防災指導員会議	兵 卜 協	3	KTS 正副会長会議	スイスホテル 南 海 大 阪
	本部・支部事務局意見交換会	兵 卜 協		近畿ブロック青年経営者研修会	スイスホテル 南 海 大 阪
	KTS 正副会長会議	スイスホテル 南 海 大 阪	4	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社) 神戸港湾 教育訓練協会
4	神戸市自動車公害対策推進連絡会	神戸市役所		平成23年度合同防災訓練	朝 来 市
	兵ト協ニュース事業者選定	兵 卜 協	6	全ト協「第7回利用運送・積合部会」	「主婦会館」 東京都千代田区
	兵ト協交付金運営委員会	兵 卜 協		グリーン経営講習会	京 卜 協 研修センター
5	運行管理者基礎講習	港湾労働者 福祉センター		重量・鉄鋼部会「阪神高速道路(株)訪問」	阪神高速道路 「大阪管理課交通管理課」
	女性経営者部会五ブロック正副会長会議	ホテルオークラ 神 戸	9	近畿トラック協会正副会長会議	国 立 京 都 国 際 会 館
	第68回税制対策委員会	全 卜 協	10	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社) 神戸港湾 教育訓練協会
	兵青協「評議員会」	兵 卜 協		取扱部会「平成23年度見学会」	三菱自動車 水島製作所
9	海コン部会申し入れ	P I L 六 甲 I L	11	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社) 神戸港湾 教育訓練協会
	近畿地区適正化事業部長(課長)会議	ホ テ ル HOPINN (尼崎市)	15	全ト協 適正化事業指導員「全国研修」	大阪ガーデンパレス (大 阪 市)
10	ダンプ部会情報交換会	兵 卜 協	16	近畿ブロック事務局連絡会議	ホテルグランヴィア 和 歌 山
	ひょうごエコドライブ推進コンソーシアム総会	財)ひょうご環境創造協会 会 議 室	26	交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭	生 田 神 社
	交通事故調査研究報告会	兵庫県警察本部 本館21F大会議室		交通安全県民大会	県 公 館
11	全ト協第44回広報委員会	全 卜 協	ー 10 月の予定ー		
12	兵庫県環境審議会大気環境部会	ひょうご 女性交流館	10・1	近畿府県不正軽油追放強調月間	近 畿 府 県
13	兵庫県警察白バイ安全運転競技大会	運 転 免 許 試 験 場	2	全国フォークリフト運転競技大会	埼玉県トラック 総合教育センター
22	兵ト協正副会長会議	兵 卜 協	5	整備管理者選任後研修	朝 来 市 「ジュビターホール」
	兵ト協常任理事会・理事会合同会議	兵 卜 協	6	第16回全国トラック運送事業者大会	
23	登録教習機関監査指導	兵 卜 協	9	トラックの日行事スタンプラリー他	高 浜 岸 壁 (ハーバーランド)
	緊急・救援輸送業務検討小委員会	全 卜 協	12	ダンプ部会情報交換会	兵 卜 協
	輸送秩序確立委員会担当副会長・正副委員長会議	兵 卜 協	19	はい作業主任者技能講習会	兵 卜 協
24	運行管理者一般講習	姫 路 会 路 労 働 会 館		KTS 正副会長会議	琵琶湖 琵琶湖
	神戸地区環境保全連絡協議会第1回研修会	神 戸 協 会 貿 易 協 会	20	はい作業主任者技能講習会	兵 卜 協
25	全ト協常任理事会	第 一 ホ テ ル 京 東	22	ドライバーコンテスト全国大会学科競技	安 全 運 転 中央研修所
	夏季道運研懇親パーティー	第 一 ホ テ ル 京 東		高圧ガス保安促進週間	全 国
27	近畿フォークリフト運転競技大会	滋 賀 県 「クレフィール湖東」	23	ドライバーコンテスト会国大会実科競技	安 全 運 転 中央研修所
28	平成23年度第1回運行管理者試験	神 戸 ファッションマート	24	ドライバーコンテスト全国大会表彰式	京王プラザ
29	海コン部会合同役員会	センタービル	25	兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館
30	近畿トラック協会幹事会	大 阪 府 トラック協会	27	全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会	徳 島 県 「あわぎんホール」
	全ト協重量部会ワーキンググループ	全 卜 協		整備管理者選任後研修	神 戸 市 「兵庫県農業会館」